

重要事項説明書・利用契約書

(地域密着型通所介護・1日型デイサービス)



IGL デイサービス 美鈴が丘

IGLデイサービス美鈴が丘 重要事項説明書

(地域密着型通所介護・1日型デイサービス)

IGLデイサービス美鈴が丘(以下「当事業所」という。)が提供する介護サービスの内容について、次のとおり説明します。本書の内容にご同意いただいたうえで、別に定める「利用契約書」を締結していただきます。

1 事業の目的及び運営方針

当事業所は、要介護状態と認定された利用者に対しては地域密着型通所介護を、事業対象者又は要支援状態と認定された利用者に対しては1日型デイサービス(第一号通所事業)を提供します(以下、これらを総称して「介護サービス」という。)

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るための、適正な指定地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業を提供することを目的とした事業所です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[IGLデイサービス美鈴が丘の運営方針]

- ◆ 【隣人愛】を基本理念とした事業方針に基づき、ご利用者に「心の居場所」と感じて頂けるデイサービス作りを目指し、ご利用者お一人おひとりの生活の質の向上に資するサービスを提供します。
- ◆ 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の人権を尊重し、人間としての尊厳を守りながら入浴、排泄、食事の介護その他全般にわたる援助を行うものとします。
- ◆ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます。

2 事業所の概要

法人名	社会福祉法人IGL学園福祉会
事業所名	IGLデイサービス美鈴が丘
開設年月日	令和8年9月1日
所在地	広島市佐伯区美鈴が丘東四丁目14番1号
電話番号	082-926-3901
ファックス番号	082-926-3905
管理者名	鎌倉 伸年
利用定員	18人(地域密着型通所介護・1日型デイサービス)

介護保険指定番号	3490202003	
営業日及び営業時間	営業日	月曜日～土曜日(休業日:日曜日・1月1日・1月2日)
	営業時間	午前8時00分～午後5時00分
	サービス提供時間	午前8時30分～午後4時30分(8時間)
通常の実施地域	広島市佐伯区全域、広島市西区全域とする	

<主な職員の配置状況>

職種	人員数	業務内容
管理者	1名(常勤)	当該事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います
生活相談員	1名以上 (常勤1名以上)	利用者並びに家族との相談業務にあたり、利用者に良質の介護が提供できるように介護職員等を指導し、また関連の居宅介護支援事業所、地域包括支援センターや各関係機関との綿密な連携をとります
看護職員	1名以上	利用者の健康を管理し、異常の早期発見、利用者の地域密着型通所介護計画に基づく看護、口腔機能向上計画に基づく口腔ケアを行います
介護職員	4名以上 (常勤1名以上)	利用者の介護全般にかかわり、自立支援に相応しい介護を提供します
機能訓練指導員	1名以上(兼務)	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために個別機能訓練を行います

3 サービス内容

事業所のサービス内容は次のとおりです。

- (1) 地域密着型通所介護計画等の立案:地域密着型通所介護計画・第一号通所事業計画(以下「通所介護計画」という。)を作成します。
- (2) ご希望に応じて、片道又は往復の送迎を行います。送迎時間は前日までにご連絡します。
- (3) 健康チェック:看護職員などがバイタルチェック、健康状態の聞き取りなどの健康チェックを行います。
- (4) 食事サービス(食事時間 11:50～12:50):利用者の心身の状態に応じた食事を提供します。
- (5) 入浴サービス(一般浴槽をご利用いただき、介助を要する利用者には職員が入浴介助を行います。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- (6) 生活指導(相談・援助等):生活相談員その他の職種の者が相談・援助を行います。(排泄の自立支援を含む日常生活上の援助等)
- (7) 日常動作訓練・個別機能訓練:個別機能訓練が必要と認められる利用者には、機能訓練指導員、看護

職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が協働して、利用者ごとに目標・実施方法等を定めた個別機能訓練計画を作成し、利用者の理解と同意のもと計画的に実施し、効果を評価します。あわせて、口腔機能向上サービスが必要と認められる利用者には、口腔機能改善管理指導計画を作成し提供します。

(8) レクリエーション

*このほか、ご家族等の送迎が居宅サービス計画で定められた介護サービス利用時間の終了に間に合わない場合の時間外利用など、基本料金とは別に利用料金をいただくサービスもありますので、具体的にご相談ください。

4 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関名称	中村内科医院
所在地	広島市佐伯区美鈴が丘西 1-1-1
診療科	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・放射線科・リハビリテーション科

協力医療機関名称	クリニックアルペンローゼ
所在地	広島市安佐南区上安 6-31-1
診療科	内科

協力歯科医療機関名称	歯科クリニックエーデルワイス
所在地	広島市安佐北区あさひが丘三丁目 18 番 13-7-101

5 事業所利用に当たっての留意事項及び禁止事項

利用者は、サービスの利用について、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならず、また、その他事業所の規則等を遵守いただく必要があります。具体的には、次の事項にご留意ください。

- ・ 食事等の持ち込み禁止：事業所内の食事は、栄養状態の管理もサービス内容に含まれるため、特段の事情がない限り当事業所が提供する食事をお召し上がりいただきます。食事の持ち込みはお断りしています。
- ・ 送迎時の途中下車：送迎中の途中下車はお断りしています。
- ・ 禁煙・火気の管理：指定された場所以外での喫煙・火気のご使用は固く禁止いたします。
- ・ 迷惑行為の防止：大声を出す、乱暴な言動をとるなど、他の利用者や職員に迷惑となる行為はお控えください。
- ・ 施設・備品の取り扱い：施設や備品は大切にお取り扱いください。故意又は過失により被害を与えた場合は、その損害を賠償し、又は原状に復していただきます。また、事業所の物品を無断で持ち出す行為は禁止しております。

- ・ 所持品の管理：所持品を持ち込まれる場合は、必ずご記名をお願いいたします。紛失・破損について、当事業所の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いかねます。
- ・ 貴重品・現金の持ち込み：貴重品・現金の管理は行っておりませんので、持ち込みはお控えください。
- ・ 勧誘活動の禁止：他の利用者と気持ちよく過ごしていただくため、営利目的の勧誘、宗教・政治活動等を禁止いたします。
- ・ 設備の無断変更不可：備品の位置や形状を無断で変更することはできません。
- ・ ペット同伴の不可：衛生管理の観点から、ペットの同伴・持ち込みはできません。
- ・ 規則の遵守：その他、当事業所の規則等にご協力をお願いします。

6 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害・地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検（スプリンクラー、消火器、消火栓）は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ア 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年2回以上
 - イ 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ウ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

7 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、(1)介護サービスの提供を継続的に実施するため (2)非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の点検を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 衛生管理及び感染症対策

当事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとします。

- 2 当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとします。

- 3 当事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図り、また、指針の整備及び研修・訓練の年1回以上の定期的な実施を行います。

9 身体拘束等の適正化

当事業所は、原則として利用者に対する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」といいます。）は行いません。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者本人又は他の利用者等の生命若しくは身体を保護するため緊急やむを得ない事態が発生した場合は、管理者及び複数の職員により、切迫性、非代替性及び一時性のいずれの要件も満たしているかを確認した上で、必要最小限の範囲で身体的拘束等を行うことがあります。この場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 3 前項により身体的拘束等を行う場合、当事業所は利用者又は利用者の家族に対し、その理由、方法、期間等を書面により説明し、同意を得るものとします。
- 4 ただし、一刻を争う突発的な緊急事態によりあらかじめ説明及び同意を得る猶予がない場合は、身体的拘束等を先行して実施し、実施後速やかに利用者又は利用者の家族に連絡・説明を行い、書面による同意を得る手続をとるものとします。
- 5 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図り、指針を整備し、職員に対する研修を定期的に実施します。

10 人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者（管理者）を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員及び管理者に対し研修を実施する等、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施します。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 秘密の保持及び個人情報の保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は連帯保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所（以下「居宅介護支援事業所等」という。）との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。個人情報の具体的な利用目的は、巻末の別紙「個人情報の利用目的」のとおりです。

12 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変その他緊急対応の必要が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告します。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、利用契約時に指定された家族等に対し、緊急に連絡します。
- 3 当事業所は、利用者に対し、医療従事者等が受診の必要があると判断した場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での受診を依頼することがあります。
- 4 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、広島市、利用契約時に指定された家族等及び当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、次に掲げる必要な措置を講じます。
 - (1) 必要に応じて主治医に連絡し、その指示に従う
 - (2) 必要に応じて警察へ連絡する
 - (3) 状況を事故発生連絡票に記入する
 - (4) 事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じる
- 5 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 6 当事業所は、前項の損害賠償に備え、損害賠償責任保険に加入しています。

13 賠償責任

介護サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、契約者は、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

14 記録の保管及び情報公開

当事業所は、利用者の介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録完結の日から5年間保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、連帯保証人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
- 3 当事業所は、事業計画、財務内容等に関する資料を閲覧希望する者に対し、事業計画、財務内容等に関する資料を公開します。

15 要望及び苦情等の相談

当事業所は、サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。当事業所には相談の専門員として相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、フロント前に備えつけられた

「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 生活相談員兼介護職員 山村 聡子
- 苦情解決責任者 管理者兼生活相談員兼介護職員 鎌倉 伸年
- 苦情受付電話番号 082-926-3901
- 受付時間 毎週 月曜日～土曜日 8:00～17:00

[行政機関その他苦情受付機関]

広島市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課事業者指導係	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 電話番号 (082)504-2183・FAX (082)504-2136 受付時間 8:30～17:15
広島市西区厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市西区福島町二丁目 24-1 電話番号 (082)294-6585・FAX (082)294-6311 受付時間 8:30～17:15
広島市佐伯区厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市佐伯区海老園二丁目 5-28 電話番号 (082)943-9730・FAX (082)923-1611 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険 団体連合会	所在地 広島市中区東白島町 19-49 国保会館 電話番号 (082)554-0783・FAX (082)511-9126 受付時間 8:30～17:15
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町 12-2 電話番号 (082)254-3419・FAX (082)569-6161 受付時間 8:30～17:00

2 当事業所は、提供したサービスに関し、広島市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は広島市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び広島市が行う調査に協力するとともに、広島市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

3 当事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

16 運営推進会議

当事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、広島市等の職員又は事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6か月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。開催状況及びその内容は記録し、公表します。

17 第三者評価の受審状況

当事業所は第三者評価を受審していません。

18 その他

当事業所についての詳細は、ホームページ(<http://www.igl.or.jp/>)や掲示板・パンフレットで確認いただけます。

この重要事項説明書及び別紙「利用料金について」、「個人情報の利用目的」に定めのない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、契約者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

介護サービスについて

1 介護保険証・介護保険負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2 介護サービスについての概要

介護サービスについては、利用者が家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所介護計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3 基本料金 (= (1) 基本料金 + (2) その他の料金)

(1) 基本料金 (= 介護保険給付対象額)

(介護保険制度では、事業対象者・要支援・要介護の程度によって利用料が異なります。)

別紙、【IGLデイサービス美鈴が丘 利用料金表】をご参照ください。

なお、法定代理受領サービスに該当する場合は、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、超えた分(超過部分)の利用料金の全額がご利用者の自己負担となります。担当の居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が、当月利用の全事業所合計単位数から算出いたしますので、詳しくは担当の介護支援専門員へお問合せください。

(2) その他の料金 (= 保険給付対象外)

食費、クラブ活動費、おむつ代のほか、通常の実施地域の区域外にお住まいの場合の送迎費(別途相談)など、料金表に定めのある費用の支払いを受けることがあります。

その他の徴収項目及び金額につきましては、別紙、【IGLデイサービス美鈴が丘 利用料金表 その他の料金】をご参照ください。

これらの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ契約者に対し文書でその内容及び費用について説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(電磁的方法による同意を含みます。)をいただきます。やむを得ない事情等により当該内容及び費用に変更がある場合も、同様に同意を得るものとします。

(3) 支払い方法

・毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払いは、原則、金融機関口座自動払込みでお願いいたします。

■ 金融機関口座からの自動払込み(払込日は翌月26日 ※土日祝日の場合はその翌日)
ご利用できる金融機関: ゆうちょ銀行・広島県下各銀行・広島県下信用金庫・農協

個人情報の利用目的

当事業所では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護・福祉・医療サービスの提供に必要な利用目的】

（当事業所内部での利用目的）

- ・当事業所が利用者等に提供する介護・福祉・医療サービス
- ・介護保険事務
- ・介護・福祉・医療サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －契約、契約解除
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・福祉・医療サービスの向上

（他の事業所等への情報提供を伴う利用目的）

- ・当事業所が利用者等に提供する介護・福祉・医療サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

（当事業所内部での利用に係る利用目的）

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －行事や催し物の際に撮影した写真の当事業所での掲示
 - －誕生月や敬老会での氏名・生年月日の掲示
 - －身元確認後の電話での問合せ
 - －介護・福祉・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

（他の事業所等への情報提供に係る利用目的）

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関、評価機関等への情報提供

当事業所は、ケア・医療の質の向上及び業務効率化のため、適切なセキュリティとデータ保護（入力内容をAIの学習に使用しない契約）が確保されたGoogle Workspace上の生成AI（Gemini・NotebookLM等）を用いて、会議記録・連絡記録等の作成を行う場合（当事業所が契約するセキュリティ・データ保護が確保された環境に限ります。）があります。これらのサービスでは処理の一部が国外のサーバーで行われることがあります。当事業所は国外移転に関する法令上の保護措置（基準適合体制）を確保したうえで利用します。

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

IGLデイサービス美鈴が丘 利用契約書

(地域密着型通所介護・1日型デイサービス)

IGLデイサービス美鈴が丘(以下「当事業所」という。)と契約者は、当事業所が別に定める「重要事項説明書」の内容について当事業所からの説明を受け、その内容を十分に理解した上で、次のとおり利用契約(以下「本契約」という。)を締結します。

(契約の目的)

第1条 当事業所は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供し、契約者は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約者の定義)

第2条 本契約において、次のいずれかに該当し、当事業所との間で本契約を締結する者を「契約者」といいます。

(1) 利用者本人

(2) 利用者本人の判断能力が十分でない場合等において、利用者本人に代わって契約を締結する利用者の家族等

2 法定代理人が契約手続きを行う場合には、当事業所は登記事項証明書等その資格を証する書面の提示を求めるものとします。

(適用期間)

第3条 本契約は、契約者が本契約書に記名捺印のうえ当事業所に提出したのち、令和8年9月1日以降から効力を有します。ただし、連帯保証人に変更があった場合は、新たに契約書を取り交わすこととします。

2 契約者は、前項に定める事項の他、本契約書若しくは重要事項説明書又は利用料金表の改定が行われ
ない限り、初回利用時の本契約締結をもって、その後の介護サービスを利用することができるものと
します。ただし、法令の改正その他やむを得ない事情により変更が生じる場合については、当事業所が契約者
及び連帯保証人に書面で通知することをもって足り、本契約の再締結を要しないものとします。

(契約者からの解除)

第4条 契約者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計
画・居宅サービス計画(以下「居宅サービス計画」という。)にかかわらず、本契約に基づく介護サービス利
用を解除・終了することができます。この場合、契約者は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス
計画作成者に連絡するものとします。

なお、契約者または利用者が正当な理由なく、介護サービス実施時間中に利用中止を申し出た場合につ
いては、原則、基本料金及びその他のご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

第5条 当事業所は、契約者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく介護サービスの利用を解除・終
了することができます。

(1) 利用者が基本チェックリスト判定又は要支援・要介護認定において非該当と認定された場合

(2) 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合

- (3) 契約者が、本契約に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず 10 日間以内に支払われない場合
- (4) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な介護サービスの提供を超えると判断された場合
- (5) 契約者又はその家族等が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、暴言、暴力、脅迫、不当な要求、著しい迷惑行為、その他利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- (6) 天災、災害、事業所・設備の故障、その他のやむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第 6 条 契約者は、当事業所に対し、本契約に基づく介護サービスの対価として、厚生労働大臣又は広島市長が定めた基準に基づき算定される利用料及び実費の合計額(別紙、利用料金表のとおり)を支払う義務があります。

- 2 当事業所は、契約者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 15 日までに発行し送付します。契約者は、当事業所に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は、原則、金融機関口座自動払込みとし、その他の方法は、別途話し合いの上、双方合意した方法により行います。
- 3 当事業所は、契約者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用契約時に指定する送付先に対して領収書を送付します。

(連帯保証人)

第 7 条 連帯保証人は、契約者の本契約に起因する債務について、契約者と連帯して責任を負うものとします。

- 2 連帯保証人は、契約者と連帯して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとします。
- 3 前項の連帯保証人の負担は、極度額1,000,000円を限度とします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、当事業所は、連帯保証人に対し、遅延なく、利用者等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供します。

(利用契約に定めのない事項)

第 8 条 この契約書及び重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、契約者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

(裁判管轄)

第 9 条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、当事業所の所在地を管轄する裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

契約者は、重要事項説明書及びその別紙について、担当者による説明を受け、その内容を十分に理解した上で同意し、次のとおり契約を締結します。あわせて、(1) 当事業所の諸規程を守り、職員の指示に従うこと、(2) 利用料等の費用の支払いについて当事業所に一切迷惑をかけないことを、連帯保証人と共に誓約します。

利用契約書第1条から第9条に関し、本書 2 通を作成し、事業者、契約者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

住 所 広島市佐伯区美鈴が丘東四丁目14番1号

事業者名 社会福祉法人IGL学園福祉会

IGLデイサービス美鈴が丘

代表者氏名 管理者 鎌倉 伸年



説明者氏名

※重要事項説明書の内容について、上記のとおり説明しました。

利用者(サービスを受ける方)

氏 名

契約者(本契約を締結する方)

住 所

氏 名

印

利用者との関係 ☐本人 ☐家族等(続柄) ☐成年後見人等

※契約者が利用者本人以外の場合は、利用者との関係をご記入ください。

※契約者が成年後見人等の場合は、資格を証する書面(登記事項証明書等)をご提示ください。

代筆者 氏名 (続柄)

※契約者本人が署名できない場合は、代筆者の氏名・続柄をご記入ください。

連帯保証人

住 所

氏 名

印

※署名(自書)した場合は押印不要です。

(利用契約書保有者:利用者 ☐ 契約者 ☐ 連帯保証人 ☐)

付表 連絡先情報

【本契約書第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

【重要事項説明書「緊急時及び事故発生時の対応」に関する連絡先】

連絡先(1)

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

連絡先(2)

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

連絡先(3)

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	